

II. 現代の課題と研究構造

1987年春季相模湖合宿報告

— 1987. 4. 9~10 —

- 報告：1. 体育・スポーツに関わる
政策担当能力の創出に向けて
—フランスのスポーツ運動の教訓—
早川 武彦
2. 「私の研究紹介」
学校保健の教育論的構築をめざして
藤田 和也
3. 在外研究を終えて 上野 卓郎
- 参加者：川口智久、関南春、早川武彦、藤田和也、
高津勝、内海和雄、上野卓郎、神宮美智子

1. 体育・スポーツに関わる
政策担当能力の創出に向けて
—フランスのスポーツ運動の教訓—
早川 武彦

体育・スポーツを国民のものにするという課題は、わが国においても1970年代後半以降、様々な側面から追及されてきている。「国民スポーツ」とは何か、という理念や概念規定の論及、体育・スポーツ政策・運動の現状分析、スポーツ権論の究明、スポーツの本質や構造の解明、スポーツと政治・経済の関連と区別の解明、さらにはスポーツの主体形成をめざす教育内容・方法研究など、これらはスポーツを国民のものにしていく研究とみることができる。これらの研究はようやくその端緒についたばかりであるとはいえ、その成果に対する期待は大きい。そしてなによりも求められているのは、これらの成果を有効に活用し、めざすべき体育・スポーツの実現に向け、多面的な取組みを展開していくことである。すでに1960年代後半から、こうした実践的取り組みは、「新体連」をはじめ、地域のサークルなどで進められてきて

いるが、日本の体育・スポーツ界を含み込んだ総合的な展開とはなっていない。国民スポーツ運動は、高水準スポーツをさらに高めていくと共に、国民誰もがスポーツを豊かに享受しうる体制と内容の確立をめざしている。その実現のためには、すでに取り組みされている研究や実践のさらなる深まりと広がりが必要である。と同時に、それらを総合的に捉え、推進していく政策が必要である。しかしこれまでわが国では、こうした政策はとられていない。そこでその政策を実現しうる「政策担当能力」というものを意図的に形成していかなければならない。

以下では、この「政策担当能力」形成に関わる先駆的な教訓を、フランスにおけるF S G Tのスポーツ運動から見ていくことにする。

1. ルネ・ムスタール著『国民スポーツ』(le sport populaire, 1983)の位置づけ

(1) F S G Tと『国民スポーツ』の関係

F S G T (フランスにおける「労働者スポーツ・体操連盟」)は、1934年、F S T (労働者スポーツ連盟)とU S S G T (労働者スポーツ・体操団体連合)とが、反ファシズム統一戦線結成のイニシアティブをとるかたちで、それに先がけて再統一された組織である。U S S G Tは、1923年にF S T (1919年改名、その前身は1913年設立の社会主義者スポーツ・アスレティック連盟)から分裂した組織である。F S Tは赤色スポーツインターの流れに、U S S G Tは社会主義労働者スポーツインターに、それぞれ合流し、国際労働者スポーツ運動の二大潮流の中で1934年まで、別々に独自活動を展開していた。これらの活動は、労働者スポーツ運動にとっては極めて一面的な主張のもと

にすすめられていた。それは政治主義的であったり、組合主義的であったり、あるいはブルジョア・スポーツ迎合主義であったりした。F S G Tは、こうした前史の上に立ちながら、労働者スポーツ運動の正しい姿を模索しはじめ、今日では労働者を対象にしつつも、子ども、婦人、高齢者など社会的弱者を視野に入れ、国民を対象としたスポーツ運動を展開するに至っている。

ルネ・ムスタールは、こうしたF S G Tの活動に1957年から加わり、1968年に全国指導者、そして1976年からは会長として、その運動をリードしてきた。後にふれるが、彼が会長の座に付いてからというもの、スポーツ界は内部改革に着手しはじめ、政権は保守から革新にとってかえられた。F S G Tの運動の前進もさることながらF S G Tが変革の対象にしているこうした状況の急テンポな変化は、相対的にF S G Tの前進の遅れを感じさせずにはおかなかったのである。

私の見るところ、ルネ・ムスタールは、こうしたF S G Tの相対的な遅れを憂慮し、新たな政治的状況の下で、F S G Tがスポーツ分野で積極的に、政策を打ち出していかねばならないと考えていたのであろう。1983年、彼は、その思いを著書『国民スポーツ』として具体化させたのである。だが、これはF S G Tの公式見解や方針ではない。F S G Tの歴史的評価、オリンピックやクーベルタンについての評価、F S G Tの活動のあり方などについて、F S G Tの機関討議を経たものではない。あくまでも、それはルネ・ムスタール個人の見解なのである。従って、『国民スポーツ』からだけでF S G Tを理解し、評価することはできない。しかし、われわれが、F S G Tやフランスの労働者スポーツ運動について、その実態を知る手がかりとしては、本書は極めて有効である。それは、この10年間、彼がF S G Tの会長として、組織をリードし、それらの運動に深くかかわってきているからである。

(2) 『国民スポーツ』発刊の時代的背景

①政治・社会的背景

1981年5月、ミッテラン革新政権の誕生及び、

1984年以降の保守攻勢から1986年3月の保革共存（コアビタシオン）への変化は、フランス現代政治史の上でもユニークな時期である。

1981年5月前大統領ジスカールデスタン政権はフランソワ・ミッテランにその座をとってかえられたが、それは「経済政策の失敗」によるものだといわれている。とりわけ雇用問題は「政権存続のカギ」⁽¹⁾とみられているだけに、74年から7年間に40万から170万に失業者が増大したことは一大敗因だった。

1981年5月ミッテラン政権は、こうした経済・社会政策の転換と文化・科学重視政策を目玉にスタートする。⁽²⁾ 後者の政策は文化省予算を初年度から倍増（国家予算の1%）するなど、積極的にすすめられ、顕著な成果をあげている。が前者については、当初の「成長と拡大の政策」から一年後、一転して、「厳正の政策」（緊縮政策）へと転換をはかることで、国民のガマンを強いることになり、自からその後の政権を弱体化させる結果へと導いてしまう。1986年の総選挙の敗北で保守シラク内閣が誕生したのも、前大統領の二の舞を踏むことになってしまったからであろう。共産党との革新連合政権は二年余で終りを告げ、当初の革新政策の目玉は後退し、文化・科学政策もトーンダウンしていく。

1986年の総選挙の結果、保守共存政権が誕生するが、これは、実質的にはシラク内閣の保守政治である。それまで進められていた企業の国有化は逆に民間の手に戻され、教育・福祉予算の切り下げや教育改革を打ち出す。これに対して、高校生や学生が猛反対し、政府は法案を撤回し、A・ドバケ高等教育担当相は辞職に追いやられてしまう。また公共部門での賃金抑制策では労働者の不満が爆発し、長期ストライキで国民生活に影響がでるなど政府と国民との関係は対立的様相を示している。

②スポーツ界の動き

・CNOSF（フランス・オリンピック・スポーツ委員会）の内部改革

CNOSFは、1971年、CNS（国内スポーツ委員会；1908年創設）とCOF（フランスオリン

ピック委員会；1911年創設）が合体し、国内スポーツを統轄し、国際オリンピック委員会関係の窓口をなしている組織である。この組織は、1975年、「マゾー法」⁽³⁾でさらに法的に権威付けられることによって、ますます強大な力を有することになった。CNOSFはオリンピック種目、非オリンピック種目、多種目、学校・大学に各グループ化された連盟によって構成されるが、その発言権（投票権）は上記順序にはほぼ一致している⁽⁴⁾（ちなみに、FSGTは多種目連盟(multisport)に属する）。

1975年以降、CNOSFは24名からなる理事会に権限が集中し、政権と密接な関係をもつに至り、独占的・閉鎖的・非民主的支配を強めてきた。その象徴的な表われが、1980年の政府の要請によるモスクワ五輪ボイコットへの迎合であった。しかしCNOSF理事会のこうした“政権とのゆ着・従属”関係による自主・自立の喪失状況に対し、1977年ごろから内部改革の努力が払われてきた。その旗手はネルソン・パイユ（ハンドボール連盟会長、モンテリオール五輪選手団長）であり、FSGTをはじめ9連盟が改革に加わった。改革運動は、政府とのゆ着・従属関係を解消し、CNOSFへの国家予算の倍増要求や新たな財源確保のとりくみとして実を結ぶ。予算の倍増化やスポーツ振興国民基金(FNDS)の創設(1979年)に加えて、1980年、政府のモスクワ五輪ボイコット要請に反対し、スポーツ組織の自主性を守ることによって、1982年3月、CNOSFは臨時総会で、規約と機構を改正し、N.パイユを新会長に選出して、新たな出発を始めた。

しかし、このことでフランスの体育・スポーツが全面的に革新されていくというのではない。従来からのCNOSFの特権的地位は依然として温存されている。「新スポーツ法」(アビス法1984年)においても、それは明瞭である。⁽⁵⁾フランスの体育・スポーツは、(公的機関はもとより、)民間の組織・活動も法的保障や規制を受ける。つまり、結社の自由に関する法(1901年法)をもとに、組織体制・大会資格・補助金・指導者養成などに関する諸法規(政・省令、通達を含む)によって

体育・スポーツ組織・活動は認知され、援助されつつ、全体として制度的・体制的規制を受けることになる。従って、この制度的・体制的規制の変革は、フランスの体育・スポーツの発展にとって、大きな課題となっている。「新スポーツ法」が第6条で国のスポーツ政策を検討する最高の機関として、「全国身体活動・スポーツ評議会」(CNAPS)の設置を唱いながら、CNOSFの権限をそこから除外し、「最高機関」としての性格を放棄したのになっている問題は、今後に残された最重要変革課題であろう。また、指導者養成制度のあり方にも抜本的な改革が必要となっている。現行のそれは、実践・技術分野と理論・教育分野の二ルートに分離した形で行われている。(図表)理論と実践の分離したこの方式は指導者の力量・質の問題として、これまた重要な意味をもっている。

こうした現状での諸問題とその改革への動きが表面化してくる状況の中で、FSGT自体の内部変革への取り組みは急務となってきている。とりわけ、革新政権誕生に見合う体育・スポーツ政策策定への対応が迫られていることからすれば、運動面での変革と同時に理論的究明とその政策化の構想が早急に求められねばならないのである。

2. 『国民スポーツ』からみた

FSGTの到達水準

(1) FSGTの運動の流れ

ヨーロッパ諸国の労働者スポーツ運動は1890年代に始まるが、フランスでは1908年の社会主義者スポーツアスレチック連盟結成からである。この連盟が1913年、国際労働者スポーツ組織の設立に加わってから、フランスの労働者スポーツ運動は徐々に活動を広げ、第一次世界大戦後の1919年、FSGTの前身であるFST(労働者スポーツ連盟)が結成されて、国内での運動が活発になっていく。

しかし、この当時の労働者スポーツ運動は、労働運動の影響を強く受け、先行するブルジョアスポーツとの対抗意識から、政治とスポーツのイデオロギー的選択に主眼を置いて展開される。1920

年のフランス労働運動の分裂を反映し、スポーツ運動も分裂する。F S Tの多数派は、赤色スポーツインター（I R S）に、少数派は、新たに労働者スポーツ体操団体連合（U S S G T）を組織して社会主義労働者スポーツインター（I S O S）に加盟し、それぞれが、ブルジョアスポーツをオリンピック運動と同一視することで、これを批判し、独自の国際スポーツ大会を組織してきた。前者は主にスパルタキアードに、後者は労働者オリンピック大会に取り組み、成功をおさめていたが、1930年代に入るや、強大化するナチズムによって、それぞれの大会や組織は破滅的打撃を受ける。そこで、両者は、これに反撃する新たなエネルギーを結集し始める。国内組織は、1934年に統一してF S G Tを結成し、国際組織は1947年、F S G Tの主導のもとで国際労働者スポーツ委員会（C S I T）を創設していくことになった。

この労働者スポーツの統一は、2年後の人民戦線結成の契機となり、反ファシズム運動を盛り上げ、勝利に導いただけに、スポーツ運動と社会変革のみごとな統一を実現させたものとして高く評価されるものである。また、こうした運動を通して、スポーツ運動の新たな方向を示した点でも画期的なものであった。これまでのように、政治とスポーツ、組合主義かスポーツ主義か、といった、あれかこれかのスポーツ運動（論）をとるのではなく、ブルジョアスポーツの「非政治性」イデオロギーを批判しつつ、スポーツのもつ人間的・文化的価値を認め、スポーツ（運動）の発展の上に、（あるいは過程を通して）社会変革を展望する考え方を提起しているのである。

人民戦線政府が打ち出した、体育・スポーツ政策は、行政機関の改革から、教育制度・内容に至るまで幅広いものであった。だが、この政策は1945年前後の経済的・政治的混乱、続く冷戦構造の下で、頭をもたげた反国民的政治権力によって全面展開をみるに至らなかった。半世紀を経た今日、この課題は、新たな状況を迎えて、再び熱き思いで受けとめられ、国民的視野に立った運動の中で取り組まれている。

(2) オリンピズムの擁護・推進

身内の、しかも狭い考えから出発した労働者スポーツ・運動が、その殻を破って国民的視野から進められるようになってきたのは、オリンピズムの擁護・推進を明確に打ち出すようになったことと関わっている。

F S G Tは、国民スポーツを構想するに当ってスポーツに対する価値を、「高水準」と「教育」の二側面で捉えている。これは「高度化」と「大衆化」という二極化構造による把握ではない。スポーツの発展は人類社会の進歩・発展によってもたらされ、またこれに寄与するものである。個人のレベルに引き寄せていけば、誰もがスポーツによって人間的な発達を促され、それによって営まれた成果が、社会的に蓄積されて、社会発展に貢献していくというものである。従ってスポーツ自体が質的に高まっていかなければ人間的発達機能は弱体化してしまう。ここにスポーツの「高水準」追求思想の核心が求められるのである。

このスポーツに対する「高水準」と「教育」の考え方は、実は「オリンピズム」の中心思想である。このようにF S G Tは考えるに至った。オリンピズムは「平和、進歩、不平等・搾取・差別の解消」に対する「世界の人民の熱い願い」と結びつき、「人間がより幸福になるための進歩的運動全体に合流する普遍的影響力」をもつ思想・体制・運動なのである。つまり「スポーツを向上させ、強化し、スポーツに独立性と永続性を確立」し、「近代世界の中でみずからに課せられている教育的役割」を果していくことがオリンピズムのめざすものであるととらえている。しかし、オリンピズムは運動そのものであるから、その過程では幾多の困難や障害、その変質をねらう様々な攻撃として極端な理想主義や将来的展望を見い出せないことから生ずる挫折感などに遭遇し、行く手を阻まれるだけに、オリンピズムの擁護と推進はすぐれて現代的・人類的課題となってくるのである。

(3) 運動の教訓

F S G Tは、労働者スポーツから、国民スポーツへと視野を広げてきたが、その視野を広げる内

的な要因は、実践活動それ自体の絶えざる反省によってもたらされたものである。連盟会員に対する指導のあり方、提供するプログラム内容、高水準をめざす練習方法とその研究などはもとより、連盟員以外の人びと、とくに地域の子どもや女性に対するスポーツ参加への働きかけなどについて、多くの実験的取り組みがなされてきた。その結果①実践内容の変革、②組織・指導者の養成と変革、③教育・研究の推進と機関の設置・強化の必要性を強く自覚したのである。

実践内容の変革では、未経験者をスポーツ施設に連れてきて、既成のスポーツをそのまま教えるのではなく、スポーツ空間・施設を彼らの生活の場・空間に設置し、特別な意識や覚悟をしなくても容易に楽しめる内容を用意していくこと。

組織・指導者の養成と変革では、既成の内容や方法にとらわれず、学習者の立場に立ち、彼らが自主的にとりくみ、成功感を味わえるような指導、そしてそうしたことを日常的・組織的に検討し、それらの活動が、社会的な活動と連携していることを自覚できるような、知識・技能・創造性・分析力・自己決定力をもって指導者を養成していくこと。

教育・研究の推進と強化では、諸科学の成果に学びつつ、F S G T 自体が、教育科学研究を自覚的に追求していくこと。実践内容の変革にせよ、指導者の養成・変革にせよ、その根底には常に科学的根拠が必要である。その根拠を生み出す作業は教育・研究の恒常的・組織的・計画的になされねばならない。1967年、教育・心理学者のロベール・メランによってF S G T 教育科学委員会（C P S）が設置されたのはそのためであったし、1981年には、教育・研究誌『Dir e』（身体活動・スポーツの民主化・技術革新・研究・教育）を発刊してきた。

3. 新たな運動の課題と展望

(1) スポーツ主体の形成・変革と

政治・社会の変革の展望

スポーツが、労働者のみならず国民全体、さら

には全人類に解放されねばならないのは、それが人間の成長・発達にとって極めて大きな文化的価値を有しているからである。オリンピズムはスポーツのこの文化的価値を全世界の人びとに得させようとする壮大な運動である。スポーツマン・関係者が、このことに思いをいたすならば、この目的に向ってあらゆる努力を払わねばならないだろう。F S G T の運動は、まさしくこの目的に向けられている。「生れながらに身体活動・スポーツを行わない人はいない」（ムスタール）。にもかかわらず、スポーツを行わない人びとの方が何倍も多いのは、歴史的・社会的条件に規定・制約されているからである。この制約を解かない限り、誰もがスポーツを享受することはできない。では、誰が、どのような方法でこれを解くのか。

F S G T が到達しえた結論、そして今後の課題は、一人でも多くのスポーツマンを生み出し、彼らが〈自己と社会〉を変革する主体になるよう、F S G T の指導者が、まずもって〈自己-社会-変革〉に向けた総合的指導者養成にとりくみ、スポーツの変革から政治の変革を展望した政策を確立していくことである。

とりわけ1981年以降の政治変化の状況下で、F S G T が体育・スポーツ分野で政策をリードしていくことが求められているにもかかわらず、この社会的・政治的課題に答えられていないだけに、F S G T 内部の変革課題は急務となっている。⁽⁶⁾

半世紀前、人民戦線政府の下で打ち出された輝かしい諸々の政策を思うとき、今日、革新的体育・スポーツ政策をどのように策定するか、その力量が問われるところである。

(2) スポーツ主体の形成に向けた新たな運動

F S G T の主要な課題は、新体育・スポーツ政策を策定していくことであり、その作業を全会員の総意と総力によってすすめることである。ここには実践（運動）と理論（研究）の統一した姿が示されている。前述したようにフランスの体育・スポーツは、法律に規定されて、制度・組織・運動そして活動の場面まで実践と理論が分離した状況におかれている。この分離状況が固定されてい

るところから多くの矛盾を生じさせ、真の民主的で科学的な体育・スポーツ活動を展開しえないでいる。FSGTは、この理論と実践の統一問題を内部問題であると同時に、国民スポーツの課題であると考えている。

そこでFSGTは次のような課題にとりくんでいる。

①組織・活動の自主管理、②非中央集権・地方分権の確立、③他組織・分野との協力・共同、④研究・教育・科学の応用・強化、⑤国際交流・連帯の拡大・強化。これらはFSGTの内部問題、FSGTと他組織問題、FSGTと国内・国際問題を視野に入れた課題である。こうして、新たなフランスの国民スポーツを構想し、その具体的実現をめざした政策を打ちだし、実践していく展望を切り拓こうとしているのである。

4. わが国にとっての教訓

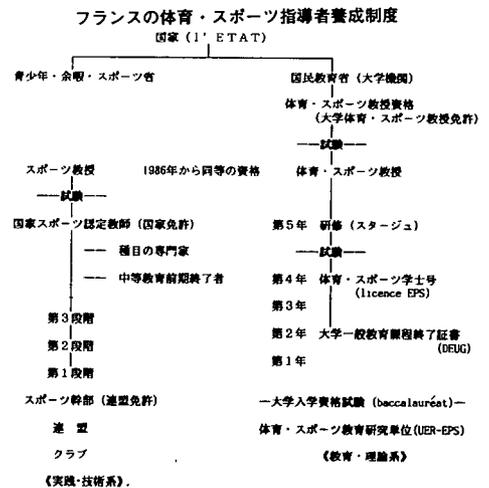
FSGTは、フランスの革新政府の下で、人民戦線政府に示されたようなグローバルな体育・スポーツ政策を提示できないでいる。このことへの反省と自覚の上に、著書『国民スポーツ』が書かれたのである。この著書に示された「反省と自覚」の意味するものは、状況への立ち遅れである。状況を先取りし、望むべき政策的展望を示すこと、そのためには、常にその時点での「政策担当能力」を形成しておかなければならないし、またその自覚が必要なのである。わが国の体育・スポーツの発展、国民スポーツ運動の発展を考えると、FSGTのこうした運動とその総括は貴重な教訓となるであろう。

<注>

- (1) 緒方靖夫「八六年総選挙への中間点にたつミッテラン政権—緊縮政策の導入をめぐる—」『経済』1984.1
- (2) 「中間計画1982年—1983年」フランス大使館情報部、1982.4.9、及び植木浩「フランス文化政策の新しい方向」『文化庁月報』No.172、1983.1
- (3) 「マノー法」は1975年に制定され、フランスの体育・スポーツを法的に位置づけたが、関係諸団体や現実

に行われている運動について考慮せず、あまり評価されなかった。

- (4) Philippe Néaumet, Les institutions Educations et sportives en France, 2 edition, Édition Vigot, 1980, P.338
- (5) この点については、拙稿「フランス・スポーツ運動研究—新スポーツ法の成立とその実施をめぐる—」『研究年報1985』P.32~34を参照。
- (6) たとえば1984年の「アビス法」制定過程で、FSGTは十分対応しきれなかった。この点については注(5)及び拙稿「フランスの体育・スポーツの革新」『スポーツの概念』1986、不昧堂を参照。



[早川報告をめぐる討議]

早川報告にたいしてなされた討議は、報告書に対する質問とそれに対する報告者の回答に終始したため、ここでは出された主な質問と早川氏の回答の要約を、一問一答式で紹介することでまとめにかえる。以下、出された質問順で紹介する。

○フランスでは学校体育がなぜ後退していたのか。そしてそれがなぜ1970年代に入って見直されてきたのか？

(この質問に対する早川氏の回答は、質問の前半部分にのみ答えるものであった。) フランスのこれまでの文化的な伝統というか、哲学的な伝統というものがかなり影響しているのではないかと

思う。フランスで体育が教育省に組み込まれるのは1980年代に入ってからであることから分かるように、それくらい学校教育において身体問題がタブー視されてきている。宗教教育の根強い伝統が残っている中で、一種の身体蔑視と強い知育偏重の伝統が受け継がれてきているためではないかと思われる。ただしこれは私立学校における実態である。

○こういったことと1896年のクーベルタンの運動の発端とはどうかかわりを持っていると言えるか？

まだ十分につかんではいないが、面白いと思うのは、この点からクーベルタンを取り上げたものがないということである。クーベルタンが見直されていると思うのは、彼は人民学校や労働者大学を構想していたということである。なぜ、彼がそういうものを構想していたのかというところは、私にはまだ十分には分からないが、もしかしたら上からの改革では教育が広がらないので、スポーツ運動とからめて一気に改革を進めようと考えたのかもしれない。

○このムスタールの本（あるいは、これに代表されるようなF S G T）の、フランスにおける保守的な連中との政策的な対決点というか、フランスのスポーツをめぐるイデオロギー状況の中での特徴点はどこにあるといえるか？

一つは理論と実践の統一を主張している点にある。保守派は、むしろエリートスポーツに拍車をかけようとしている。たとえば、フランスオリンピックスポーツ委員会が改革されたとはいえ、いぜんとしてエリートスポーツに力がかけている。いってみれば、スポーツの頂点と下の部分が切り離されて、今の保守派の方は頂点を志向しているのが実情のようである。

○報告の中で「自主管理」という言葉があったが、今日の日本では、住民の自主管理ということが、臨調行革による公共施設の民営化ということで、

非常に悪い側面に出ている。フランスのスポーツ施設の管理はどうなっているか？

実態を十分につかんでいないが、施設を住民管理させているわけではない。ほとんどは公的管理であろう。たとえば、自治体が地域のセンターに体育指導員を置いているし、その指導員も自治体が養成している。この点から見れば、施設と指導者を公共サービスしているとみることができる。

○1959年からのいわゆるゴールデンプランが進められてくる中で、公的なスポーツ施設の建設がどういう形で進められてきたのか？

その点はよく分からないが、1963年に指導者の養成が法制化されるが、その際に、指導者だけでなく、学校の体育館などの施設面の充実も伴っていたように思われる。それから、1975年の法改正以降一定の施設充実があったと見ることができる。

○このムスタールの論文では指導者の問題は扱われているが、施設についてはあまり言及されていないように見受けられるがどうか？

たしかに、施設の充実について要求しているとは書かれているが、具体的にはあまり書かれていない。

○フランスの革新部分は、スポーツの法の改正に重点を置いた運動を進め、その改革を通して施設の充実も考えられていたように思うが、最近の革新の後退によってそれがどうなっているのか？

伝統的なスポーツ組織を含めて改革していくという器はできなかった。その組織を別格に置いたことは置いたが、十分に効を奏しているとはいえない。その点では、F S G Tは強い不満を表明している。

1984年のアビス法（マゾー法を改正したもの）には施設問題が扱われていて、これ以来、国が体育・スポーツの一切に責任を負うということになった。ただ、それに基づいてどう具体化されていくかは、その時々々の政府の政策にまかされる形になっ

ていて、近年はその予算がだんだん削られていく方向にある。

○そういう状況の中で、このムスターの本が出版されてくる背景をどうとらえれば（評価すれば）いいか？

フランスにおける総合的な体育・スポーツの新しい内容と方法を作り出すことが、一番の眼目であったように思う。それを、今までの歴史の中から整理して教訓を引き出してきたものであると言える。

○そのことと、FSGTが政策能力を出し切れないうちでいるということとどうかかわっていると考ええるか？

端的に言えば、歴史的にその自覚のもとに運動が進められてこなかったこと（自覚の欠如）と、その結果、政策能力自体を形成しえなかったこと（政策能力の欠如）にあると言えると思う。いわば、まわりの状況が変わってきて出番が生じたときには、自分たちの側に十分な用意がなかったという状態ではないかと思う。

（文責 藤田 和也）

2. 私の研究紹介

学校保健の教育論的構築をめざして

藤田 和也

<研究関心>

私の研究関心のあゆみから

私は大学院を出たころから、学校保健研究への教育学的接近を試みたいと考え、おおむねその方向で今日まで歩んできた。このような方向をとったのは、私自身の教育学への関心によるところが大きいですが、同時に学校保健の活動が学校において営まれるものでありながら、そのあり方を論じたり検討したりする研究の中に教育学的接近を試みたものがはなはだ乏しく、教育現場への理論的貢献が十分になしえていないと感じたからである。

以来、「教育としての学校保健とは何か」とい

うテーマをずっと持ち続けてきている。そして、この問いに答えるためには、学校保健の教育機能（教育的意味）の解明の作業を、理論的にも、また実践に即しても進めていく必要があると考え、その方向での若干の研究的作業を積み重ねてきた。

こうした作業の蓄積をとおして、学校保健の教育論的構築をめざしたいと考えている。欲を言えば、その構築が教育学研究への積極的な問題提起となったり、ある部分を補完するものとなれば、とひそかに考えている。

<研究方法>

先述のように、私は、教育論的學校保健論を構築していくために、学校保健のもつ教育機能の解明という作業が必要であると考えているが、そのための接近方法として次の3つを考えている。それらは相互に補完しあう関係にあるが、それぞれに相対的に独立した作業を必要とするものである。

- ①歴史論的接近……学校保健史を教育史の中に位置づけ直し、学校保健の教育的意味を歴史的にとらえる。
- ②実践論的接近……学校保健の諸活動を教育実践論的にとらえ直し、かつ実践を深める。
- ③学校論的接近……学校とは何かを問いつつ、学校保健の子どもと社会にとっての意味を問う。

<研究成果（作業途中）>

- (1) 「学校の機能と学校保健 —教育における学校保健の位置づけ（試論）—」（『子どもの健康と学校保健』1984 学習研究社 所収）
この研究は、上記③の接近を試みたものである。この作業をすることにした動機（問題関心）は、次の2点にあった。

一つは、「学校保健の存在根拠を何に求めるか」という問いをどうしても深めなければならないと考えているからである。しかもその問いは、学校固有の機能とのかかわりにおいて深められなければならない。なぜなら、仮に学校保健が学校の機能と深いかかわりにおいて存立しているのでなければ、「教育としての学校保健」が真の意味で成

立することはなくなり、それは単なるこじつけかつけたし的存在でしかなくなるからである。したがって、学校保健が学校固有の機能の中に不可分に位置づいていることをいかに論証するかは、教育論的學校保健論の構築を標榜するものにとっては、死活の問題である。

いま一つは、教育学の分野における「学校とは何か」をめぐる論議に、学校保健の立場から一つのくさびをどう打ち込むか、という動機である。1970年代半ばに、城丸章夫と堀尾輝久の論議を中心に、子どもの健康や安全への配慮といった福祉的機能の位置づけをめぐる、意見を異にするいくつかの議論が出されてきており、子どもの健康の保護とその育成を任務とするところの学校保健にとって、傍観しているわけにはいかないと考えたからである。

* 城丸章夫は、次の文献で、学校には「社会的な子どもの保護」という一定の福祉的な機能が期待されており、現代の学校は「子ども預り所としての特質をもつ」としている。

- ・「学校とは何か」『教育』No.293、1973.9
- ・「現代における学校の意義と役割」『現代と思想』No.16、1974.6

これに対し堀尾輝久は、学校の主要任務は「文化の再組織とその伝達、それによる子どもの発達の保障にある」として、学校での健康や安全の問題、医療の問題、給食の問題などは「現在の過渡期における学校で、変革を担おうとする教師がどうしても引き受けなければならない任務として考えるべきであろう」とする。

- ・「現代における学校の社会的機能」『科学と思想』No.16、1975.4
- ・「教育の本質と学校の任務」『日本の教育第1巻 教育とはなにか』新日本出版社 1976

さらに新村洋史は、この堀尾の任務限定（これらの福祉的機能を学校の主要な任務から排除すること）に対して、現代社会における学校のあり方を問う学校論の立場から疑問を提示している。

- ・「現代学校論への視角と課題」『教育』No.

(論文構成)

1. 近代学校の基本的性格
 - 近代学校の成立要因
 - 義務教育制度の意味するもの
2. 現代学校の機能と学校保健
 - 現代学校の機能
 - 現代学校と学校保健

(2) 「学校における養護の機能」

(『養護教諭実践論』1985 青木書店 所収)

この研究は、上記の①と③の作業を試みたものである。

私は、学校保健理論の教育論的構築のために最も基本になる概念(鍵概念)は「養護」であると考えている。ところが、これまでの学校保健の理論研究において、この概念が学校保健の基本的機能とのかかわりで十分に深められ、定立されているとは言えない。そこで、その基礎作業として、先行研究における「養護」概念の批判的検討と、私なりの「養護」概念理解を提出するための若干の歴史的検討を試み、さらにその作業を踏まえて、学校保健における養護機能の理論的位置づけを試みたものである。

学校保健の分野では、「養護」概念についての先行研究としては、小倉学氏と杉浦守邦氏のそれが最も深められ且つままとまっていると思われるので、両氏が提出している「養護」概念の批判的検討をしている。なお、「養護」という語が使用されているのは、学校保健の分野だけではない(他に「養護学校」「施設養護」がある)ので、「養護」概念の検討作業としては今回だけでは不十分であり、今後の課題として残されている。

また、学校保健史研究においては、教育史としての視角からの研究がまだ十分でなく(2、3の研究はあるが)、これからの充実が待たれている。私は、そのため(教育史研究としての学校保健史研究)の分析視角として、「養護」が鍵になると考えている。すなわち、学校保健史を「養護」概

念の成立過程としてとらえて分析していくことが、「教育としての学校保健」の歴史の内実を明らかにしていくことにつながると考えるのである。

(論文構成)

1. 養護とは何か
 - 小倉氏の養護概念
 - 杉浦氏の養護概念
 - 筆者の見解
2. 学校保健史における養護概念
 - 教育の方法としての養護の登場
 - 養護概念の内実化
 - 養護概念の制度的採用
3. 学校保健と養護の機能
 - 学校の機能における養護の位置
 - 学校の機能＝養護の内容
 - 養護を支える2つの軸

(3) 「養護教諭実践の構造とその展開」

(『養護教諭実践論』前掲書 所収)

この研究は、上記の②からの接近を試みたものである。但しこれは、対象を学校保健の実践というよりも養護教諭の実践に限定して検討し、その理論的整理を試みている。

私が、当面養護教諭の実践に対象をしばって作業をしているのは、主に以下のような理由によるものである。すなわち、一つは、学校保健の実践と一口で言っても、その形態やレベルはさまざまである。しかしその中での中心的存在は、なんといっても養護教諭の実践あるいは養護教諭が中心になって取り組まれている実践である(と私は考えている)こと。二つ目は、このことともかかわって、学校保健の中心的担い手が養護教諭に他ならないことを、理論的・実践的に証明していく必要があること(保健主事制度の持つ矛盾の根本的解決のためには、長い目で見てもこの方向が最も有効であると私は考えている)。三つ目は、そのためにも、ただ、今ある実践を分析するだけではなく、実践の理論的検討を深めながら、同時にその実践

を教育実践として内実あるものに仕立て上げることを通して理論化を進めていく必要があり、今は養護教諭の実践が教育実践としての深まりを見せつつある大事な時期である(と私は見ている)こと。

こうした意図から、1970年頃から現場の養護教諭の実践に接したり、その実践交流の場に出て一緒に検討を深めたりする中で、そこから学び蓄積してきた私なりの認識と枠組みをまとめてみたものである。但し、これは試論的(仮説的)段階のものにすぎず、この仮説的枠組みに基づいて、より実践を発展させ深めていく中で確かめもされ、修正もされるものと考えている。

この研究は、つまるところ、養護教諭の仕事を教育実践という側面からとらえるとうどうなるかということ、今日の養護教諭の先進的な実践に即して整理してみたものである。序章では、養護教諭が(今日も、また歴史的にも)共通にかかえる実践上の苦悩を分析すると共に、これまでの養護教諭の職務についての理論(これを私は「職務論」と呼ぶ)の批判検討を試みている。そして、これまでの理論が養護教諭のこの苦悩に答えるには一定の限界を持っていることを指摘し、これに対して私なりの(「実践論」)の課題と方法を提示している。II章では、教育実践概念を吟味した上で、養護教諭の実践の特徴と構造をとらえて整理してみた。III章は、その構造理解に基づいて、主として1970年代以降の養護教諭の先進的な実践を検討し、そのあり方について理論的な整理を試みたものである。IV章は、養護教諭の実践を教育実践としていっそう深め発展させるうえで、実践を交流しあい、検討しあうことの重要性を指摘し、そのための実践交流のあり方と検討のしかた、実践記録の書き方と分析のしかたについてまとめたものである。

(論文構成)

序章 職務論から実践論へ

一 養護教諭実践論の課題と方法一

○ 養護教諭の苦悩の分析

○「職務論」批判（方法論批判）

○「実践論」の課題と方法

II章 養護教諭の実践の構造

○教育実践とは

○養護教諭の実践の構造

III章 養護教諭実践の展開

○子どもの実態をとらえる

○子どもに働きかける

○活動の基盤を作り条件を整える

○家庭や地域に働きかける

IV章 養護教諭の実践交流と実践記録

○養護教諭の自己教育と研究サークル

○実践報告と実践検討のすすめ方

○実践をより確かなものにするために

まとめにかえて

以上は、研究としてはいずれも作業半ばであり、今後の本格的作業が伴わなければまとまりをみないものである。そのため、3角度からの接近を同時並行的に進める予定であるが、目下は主に、養護教諭の実践を教育実践として内実あるものに深めるために、現場の養護教諭の人たちと共同で実践を生み出し、分析整理する作業に取り組んでいる。

〔藤田報告の討論のまとめ〕

藤田氏のこれまでの研究の到達点と今後の学問的達成の展望をわれわれに認識させた報告の後の討論では、氏の立脚点と研究方法を一層鮮明にするかたちで質疑がかわされた。総括してみると、論点は大きく分けて三点あったと思われる。第一に、藤田学校保健教育学の構想における“教育論的”と“教育学的”という表現の意味するもの。第二に、その学問構想の中での養護教諭実践論の位置づけ、養護教諭とは何か。第三に、学校保健の機能と制度、保健科教育の将来像、実践の理論化の問題。以下、各論点についてまとめていく。

(1) 氏の説明では、この表現については余り厳密な使い方をしてはいるわけではなく、今までの学校保健の理論が教育論になっていないという意味で

教育論的な構築をとという表現をし、教育学の接近というのは教育学的方法でという意味で使ったとのこと。さらに補足して、学校保健から教育学へということになるが、この場合教育学に何を問題提起するののかということが課題となるし、学校論を豊かにするものでなければ本物ではないと考えている、と述べられた。

(2) 氏の位置付けは、養護教諭がどういう関わりでどういう教育実践を生みだしているのかということを追求していくことによって、現代的な教師像を出していくことになるというものであった。すなわち、学校論、実践論、教師論の軸として。そこで改めて養護教諭とは何か、その実践構造はいかなるものか、日本の特殊性をもつものか、質問された。氏は、これは教師としては日本独特のものだとして、昭和16年養護訓導制度化と戦後の学校教育法での養護教諭設置の歴史的経緯を簡潔に説明したが、それに関わって昭和16年制度化の歴史的な位置づけを国民体力法、社会的な保健の機構の確立と関連させる必要があるという指摘があった。それに対して氏は、関連は否定しないがしかしそれ以前の（とくに大正期）学校看護婦の実体化の方に重点があるととらえる見地を示した。しかし「日本的」ということと関わって、大正末期から小さな芽で展開された身分確立運動によって制度化されたというのが通説的見解だが、それだけで制度化されたわけではないけれども、戦時下になぜ、しかも文部省管轄の中に、ということが十分にわからないという歴史研究上の問題が明らかにされた。

(3) 学校保健の機能として、教育の基礎、条件整備、保健固有の機能という構造がすでに氏によって示されている。そのさい保健体育というときの保健の部分と養護の担う保健の部分との関係はどうなるのか、氏は学校論として照りかえすと言われたが、むしろここで教育論的な内容論として照りかえす必要があるのではないか、保健問題と体育問題、要するに身体を軸にした領域問題にどう照りかえしになるかという点が問題になるという指摘があった。氏はその問題はまだあつかい

きていないし、今制度上の問題が問題になるまでに熟していない、今すすめるべき実践は養護固有の仕事と学校の中での保健的行事の組織的活動との二本柱の統一だ、と述べた。理念的にどういう構想をもっているかという点では、氏は、保健科教育のあるべき姿の結論をもってはいない、むしろ今の制度の中でやるべきことが沢山ある。したがって余り制度的なものではっきりさせるようなこと（例えば、養護が授業をもつという方向）ではなくて実践の方に目を向けていくほうが重要だという認識を明らかにした。その場合、実践とは教育的機能を果たす実践であり、実践の質が教育的な質をもつ必要があるという見地も繰返し示された。氏が例として紹介したぜんそくの子どもがいる教室での実践は、ぜんそくの子どもとともにその他の子どもも変革することを明らかにした。それに関して、なぜ先進的な実践が生まれるのか、そしてどんな枠組があれば理論化できるのかとの問いがあり、氏は、子どもの実態にうながされ、いつも現実と直面してとりくんだものであり、そしてそれは養護教諭自身の子ども観、発達観による、と答えた。

他に大事な論点、指摘を落したかもしれないが、ともかく藤田氏の現実の課題を実践とともに解明し理論化していく方法を確認しえた討論であった。

(文責 上野 卓郎)

3. 在外研究を終えて

上野 卓郎

体育科の協力によって、私費ながら、1986年度の教育活動その他を免除され、長期の在外研究を初めて体験しえた。これまで1ヶ月の体験しかもたなかった私にとってこの長期の体験は実に貴重なものであった。(1986.4.20~1987.3.15)

11ヶ月弱の私の動静については、共同研究室宛の便りである程度伝えてきたし、私が直接間接に関係する研究団体・運動団体への原稿でも示されていると思われるが、なにぶん遅筆・少筆のせいではそれらは私の在外研究のあらましを殆んど示し

えていない。したがって、ここでそのあらましに重点をおいて報告することにしたい。その中で資料・研究状況についての私の認識も明らかにすることになろう。本来なら、在外研究中に再定立の必要を感じた研究課題に関する研究報告をすべきところであるが、拙速の感あり、研究課題の再定立自体の再検討を資料分析とともに始めなければならないのが現状である。こうしてここでは研究報告の姿をなさぬ帰国報告にとどまらざるをえない。

報告の資料として提出したものは以下の通り。

1. (1) 在外研究の軌跡 (2) 移動空間の軌跡
2. A. オーストリア労働者スポーツ運動史関係同時代資料リスト
B. 国際労働者スポーツ関係文献収集リスト
C. ①社会民主主義アルヒーフ「S A S I」(デプリーガー遺産文書)No.3-6リスト
②同L S I / S A S I 会議報告集リスト
③同「S A S I」No.1(R S I との往復書簡)リスト
3. 各種原稿 (以下の文章中でふれる)

さて、在外研究の目的は、両大戦間期労働者スポーツ運動の資料収集と研究状況把握(労働運動史とマルクス主義思想史を含む)であり、オーストリアに関してはとくにスポーツ運動における抵抗運動というテーマの実証的研究の緒をつけることであった。この後者については困難さを実感せざるをえなかったが、全体としてみれば所期の目的を達成することができただけでなく、滞在中で新たな展開を得たものもあった。

第一に、スポーツインターとオーストリアのスポーツ運動史に関する源泉資料やヨーロッパ各地の運動史資料によって労働者スポーツ運動史論の基礎をえたこと。第二に、労働運動史・労働者文化研究とルカーチ、アドラー、オーストロ・マルクス主義研究の最新段階——人と文献——を知りえたこと。第三に、必然的・偶然的に人と関わり交友を得、拡大し、そうした知人の生活する地域と体制を具体的に体験したこと。以上が私にとっ

ての成果であった。

私の11ヶ月は以下の各期に区分される。

第一期：4・5月。ウィーン生活準備期。研究は狭くテーマ（抵抗運動）追求。オーストリア抵抗記録アルヒーフ訪問。ウィーンの抵抗運動史現地調査。古本屋めぐり。9月のリンツ会議申込。古本屋50軒電話帳リストアップ、カタログからの注文、カードボックス方式、書棚から発見など、店に応じた入手方法の駆使。

第二期：6・7月。ウィーン定着、東西ドイツ訪問準備期。研究は広くテーマ（社会史・現代史）追求。同時にウィーン大学スポーツ科学研究所の本格的利用。アルバイターカムマー社会科学資料室、ウィーン市図書館。本屋めぐりと文献購入（司書の協力でヨーロッパ全域から）。翻訳。

この期に次の原稿を送付。①「ウィーン通信(1)カール・マルクス・ホーフと34年2月労働者蜂起のこと」『同志会ニュース』7.15(6.13記)、②「同(2)抵抗運動の記録とスポーツクラブ『オリンピア33』のこと」同前9.15(7.25記)、③「ひろがるウィーンの小宇宙」『現代スポーツ研究』12号(7.4付共同研究室宛便りの要約)。

第三期：8～11月。最多忙・展開期。人的関係・空間の拡大。国際会議。テーマ（スポーツインター）基礎資料収集。(1)東独訪問（友人と良知未亡人と共にクチンスキー、エンゲルベルクと会う。若手哲学者、経済学者と知己に）、(2)リンツ労働運動史家国際会議参加（ボン留学中の中国人研究者と知己に）、(3)ボン滞在（社会民主主義アルヒーフでの資料収集、タイヒラーの世話に）、(4)ワルシャワ「スポーツと平和・国際理解」国際セミナー参加・報告（ヴォールから翻訳依頼）、(5)パリ訪問（伊藤さんの世話に、レジスタンス博物館訪問）。

この期に次の原稿を送付。①「ウィーン通信(3)時間が一時間戻る!/?そしてボンでの資料集めについて」『同志会ニュース』83.3.15(10.17記)、②「海外レポート ワルシャワ『スポーツと平和・国際理解』国際セミナーに参加して」『スポーツのひろば』87.2月、3月号(10.31記)、③「ス

ポーツと平和国際セミナーに参加して」『同志会ニュース』87.1.15(11.1記)、④「国際交流労働者移住、人民戦線史の歴史学的問題の交流—第22回リンツ会議参加記—」『歴史学研究』87.2月号(11.20記)。なお、東独、パリ訪問記は未発表。

第四期：12～2月。休憩・転換・しめくくり期。オーストリアの運動史とオーストロ・マルクス主義研究へ傾斜。国立図書館、ウィーン大学図書館、ブダペスト滞在（ルカーチ・アルヒーフ他ルカーチ研究資料収集、知人の世話に）、ウィーン大学哲学研究所ファビガンとの交流とアドラー未公開手稿の入手。父・母の死亡。帰国準備

この期に次の原稿送付。「研究ノート スポーツ運動史資料収集の現在」『NOVA』3.15(12.28記)。

第五期：3月の2週間。旅と疲労期。フランクフルト、アムステルダム、パリに滞在。パリでアッシュと会う。研究らしい研究なし。

こうしてウィーンを本拠地とした私の11ヶ月のヨーロッパへの旅は終わった。オーストリア、東西ドイツ、ポーランド、ハンガリー、オランダ、フランスという国々で知己を得た人々は、直接訪問した人、紹介されて知りえた人、国際会議で交友関係を結んだ人など研究面で相互交流を今後もつことになる人々だけでなく、それぞれの国で人生を歩む人間としての問題を話し合える人々も少数だが存在する。私は今この人々のことから自分の思想を洗い直してみたいと思っている。はたして明確に自分の思想といえるようなものが言語として表現できるのかどうかも含めて。